

山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱

令和4年4月1日制定

令和7年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する空き家の利活用の促進を図ることを目的に、山陽小野田市空き家バンク制度に登録している空き家の所有者等又は山陽小野田市空き家バンク制度に登録していた空き家を購入した者若しくは賃貸借した者に対し、山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号）別表に規定する山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 山陽小野田市空き家バンク実施要綱（令和2年12月25日制定）第6条の規定により登録し、及び公開された物件をいう。
- (2) 家財道具等の処分 居住のために必要な空き家の既存荷物の整理、運搬及び処分をいう。
- (3) 暴力団 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けて補助事業を行おうとする者は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 共通要件

ア 市税に滞納のない者

イ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

ウ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

エ 山陽小野田市一般廃棄物収集運搬業許可業者に家財道具等の処分を依頼する者

(2) 空き家の所有者等の場合

ア 空き家の所有者、相続人、相続財産管理人、成年後見人等の家財道具等の処分をする権限を有する者

イ 空き家を空き家バンクを通じて売却し、又は賃貸するまでの間、継続して2年以上空き家バンクに登録する意思を有する者

(3) 空き家を購入した者又は賃貸借した者の場合

ア 空き家を購入又は賃貸借する契約を締結した個人で、当該契約を締結した日から1年を経過していない者

イ 3親等以内の者から購入又は賃貸借する空き家でないこと

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人又は個人事業者が行うものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 第8条に規定する交付決定の日より前に補助事業に着手したもの

(2) 第10条に定める期限までに完了報告書の提出ができないもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、家財道具等の処分に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。ただし、千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一つの空き家に対して1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - (2) 処分費等が確認できる書類
 - (3) 処分対象となる家財道具等の状況写真
 - (4) 申立書（様式第3号）
 - (5) 補助対象空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請者が購入者等の場合のみ）
- （交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、当該申請者に、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、第1項の規定による交付決定をするときは、補助金の交付の目的を達成するために、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

3 市長は、審査により補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の補助金交付決定通知書を受けた後、補助対象経費の変更を伴う補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第7条に規定する書類のうち変更となるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定したときは、当該補助事業者に、補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による補助金交付変更決定の場合について準用する。

（完了報告）

第10条 補助事業者は、交付対象となる家財道具等の処分が完了したときには、完了の日から20日を経過した日又は当該年度の2月28日のいずれか

早い日（その日が山陽小野田市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに、完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る業者の発行する請求書の写し
- (2) 補助事業の完了を確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受け、補助金を請求するときは、補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条に定める補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 正当な理由なく補助金に係る空き家の空き家バンクへの登録を2年未満で取り消したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、第11条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補

助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は賠償の責めを負わないものとする。

（交付申請の取下げ）

第14条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助金交付申請取下げ書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合について準用する。

（返還命令）

第15条 市長は、第13条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令は、補助金返還命令書（様式第13号）により行うものとする。

（関係書類の整備等）

第16条 補助事業者は、補助事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（報告、検査及び指示）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の施行に関し必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

2 市長は、前項の規定による検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な措置を講ずるよう指示することができる。

（関係法令の遵守）

第18条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たり、法令等を遵守するとともに、関係機関及び関係部署と十分協議を行いその指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても同様とする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

山陽小野田市長 宛

〒 _____

申請者 住所 _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

補助金交付申請書

下記の事業を実施したいので、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金を交付していただくよう、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
_____年度 山陽小野田市空き家家財道具等処分事業
- 2 補助事業の内容
家財道具等の処分
- 3 補助事業の実施場所（空き家の所在地）
山陽小野田市 _____
- 4 補助事業に要する経費（税抜見積額）
金 _____円
- 5 交付を受けようとする補助金の額（前項の経費の1/2（千円未満の端数切捨て・上限10万円））
金 _____円

6 補助事業の期間

着手予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

年 月 日

山陽小野田市長 宛

住 所 _____

氏 名 _____

誓約書兼同意書

山陽小野田市空き家財道具等処分費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、同意します。

誓約事項

- 1 私は、申請の空き家に所有権以外の権利が設定されていないこと又は所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が家財道具等の処分について同意していること及び権利者等から異議があったときは責任をもって解決します。
- 2 私は、暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。
- 3 私は、補助事業の実施に当たり、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていません。
- 4 私は、家財道具等の処分をした空き家を、売却し、又は賃貸するまでの間2年以上継続して空き家バンクに登録します。
- 5 上記の誓約事項に違反し、又は事実と相違することがあったときは、山陽小野田市の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

※申請者が空き家を購入した者又は賃貸借した者の場合は誓約事項4を除く。

同意事項

- 1 当該補助金の交付を受けるに当たって、山陽小野田市が暴力団員等であるか否かの確認のため、関係機関に対して照会が行われることに同意します。

様式第3号（第7条関係）

申立書

年 月 日

山陽小野田市長 宛

私は、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金の交付を受けるに当たり、市税について滞納がないことを申し立てます。

なお、市税滞納の有無の確認について、担当課での調査に同意します。

空き家の所在地 山陽小野田市

申立者 住 所 _____

氏 名 ふりがな _____

生年月日 _____ 年 月 日

税 務 課	課長	課長補佐	係長	担当	確 認 欄
収 納 係					市税滞納の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 賦課なし
特 記 事 項					

様

山陽小野田市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金については、下記のとおり決定したので、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) この補助金は、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。
 - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の決定又は指示を受けること。
 - ア 内容を変更するとき。
 - イ 中止するとき。
 - ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 補助事業が完了したときは、完了の日から20日を経過した日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日（その日が山陽小野田市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに、完了報告書（様式第8号）を提出すること。
 - (4) 市長が必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は家財等処分の執行状況について実地検査をさせることがあること。
 - (5) 山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消すことがあること。
 - (6) 補助金交付額は、補助対象経費の確定により変更する場合があること。

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金については、不交付の決定をしたので山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

不交付の理由

年 月 日

山陽小野田市長 宛

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号により、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり内容を変更したいので、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

補助事業の実施場所 （空き家の所在地）	山陽小野田市	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
変 更 の 内 容		
補助事業に要する軽費	変更前 円	変更後 円
補助金交付申請額	変更前 円	変更後 円

添付書類

- 変更後の処分費等が確認できる書類（見積書等）
- 変更後の処分対象が確認できる写真

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金については、下記のとおり変更の決定をしたので、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 変更の内容

2 変更後の補助金の交付決定額 金 円

年 月 日

山陽小野田市長 宛

報告者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

完了報告書

年 月 日付け 第 号により、補助金の交付（変更）決定通知があった件について、補助事業が完了したので山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実施場所（空き家の所在地）

山陽小野田市 _____

- 2 補助事業に要した経費（税抜請求額）

金 円

- 3 補助金の交付決定額

金 _____円

- 4 補助事業の期間

着手日 年 月 日

完了日 年 月 日

- 5 添付書類

- (1) 補助事業に係る業者の発行する請求書の写し
- (2) 補助事業の完了を確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金については、下記のとおり額の確定をしたので、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 確定補助金額 金 円

2 請求期限 年 月 日

3 注意事項

- (1) この補助金は、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。
- (2) 市長が必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることがあること。
- (3) 誓約事項を履行しないとき、又は山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあること。

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

請求者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

補助金請求書

年 月 日付け 第 号により、補助金額確定の通知があった山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金について、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき請求します。

請求額 金 円

振込先

どちらか一方を御記入ください。	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名	支店名
		銀行 金庫 組合	本店 支店 支所 出張所
	預金種目	口座番号(右づめ)	
	普通(総合) ・ 当座		
ゆうちょ銀行	店番	番号(右づめ)	
フリガナ			
口座名義人			

※預金種目の欄は、該当する方を○で囲んでください。

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした山陽小野田市
空き家家財道具等処分費補助金について、交付決定の一部（全部）を取り消したの
で、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第 1 3 条第 3 項の規定に
より通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付決定取消額 金 円
- 3 取消しの理由

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号により、山陽小野田市空き家家財
道具等処分費補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり申請を取り
下げます。

記

- 1 補助事業の実施場所（空き家の所在地）
山陽小野田市 _____
- 2 取下げの理由

様式第13号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金返還命令書

年 月 日付けで交付した山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金について、山陽小野田市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第15条の規定により補助金の返還を請求します。

記

- 1 返還すべき補助金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還事由
- 4 その他特記事項